

随想 「甘え」が日本を滅ぼす どうすれば強い日本を作れるのか

弁護士 金子博人

第24回 欧米社会での自由と日本の自由

1. 自由は「わがまま」か？

「自由」とは何かを考えると、日本文化と欧米文化の違いが明確に表れてくる。日本人にとって自由という言葉はネガティブに感じられることが多い。しかし、自由は本来、「自分で判断し、自分で責任を取る」という、確立した個人を前提としている。

甘え社会は、自分がやったことは母親が何とかしてくれるという母親に対する甘え意識がそのまま大人に成っても残っている社会なので、「自分で責任を取る」という意識が希薄である。その結果、自由は自分がやったことに責任を持たない「わがまま」、「無責任」というイメージにつながる。自由は利己主義と同義なのだ。

欧米社会で自由とは、個人にとつては、「自分のことは自分で判断して自分で責任を持つ」という意味であり、市民としては、「主権者として、社会が良いか悪いか、国が良いか悪いかは自分で責任を負う」ことである。

フランス革命に多くの影響を与えたルソー（1712～1778）流の説明をすれば、「自由こそ人間の本性」であり、「自由とは、良心の命令にしか従わぬこと」であり、その自由を有する人民が、「全員一致の約束」で、社会や「政治体」を作るべきということになる。

これはルソーの「社会契約論」として有名だが、市民が、社会

や政治に対し責任を持つことは当然であり、その前提は、個人にとつて、自分の良心に従って行動し、その責任を取ることが正義という思想がここにあるのだ。

ところが、日本のように、回りに合わせ「和」を保つことが正義という文化圏では、自分の行動に対し自分で責任を負うのではなく、周りに合わせて行動する結果、誰が責任を取るかわからなくなるといふ、どこまでも「あいまいな世界」が現出する。それが、日本人の好きな「和」である。

端的にいえば、日本人にとつて自由は無責任に通じるが、欧米では責任を取るからこそ自由なのである。その概念は全く逆となる。

2. 欧米の政治家にとって自由とはなにか？

日本では自由はネガティブに響くので、日本の政治家の演説では、自由という言葉はめったに登場しない。自由民主党は、党の名前に「自由」を使っている。自由党の政治家の演説からも自由という言葉がでてくることは皆無に近い。「自由な社会を作ろう」などと言えば、「あいつはわがままを放任するつもりか」ということになってしまうからだ。

ところが、欧米社会では、自由、つまり英語ではfree, free-

dom, libertyと、極めてポジティブだ。政治家の演説では、民主主義の根本として頻りに登場する。アメリカの歴代大統領の就任演説を見れば、これでもかこれでもかと繰り返し登場する言葉である。

そこで、欧米の政治家の演説のなかで自由がどう出てくるかわわってみよう。自由が好きなのは何といても米国だ。世界中から移民が集まる国家であるが、人々は皆違う文化を背負っている。そのような国民を一つにまとめるためには、国家理念を大統領が明確に提供する必要がある。その理念の中核となるのが自由なのだ。

オバマ大統領は、2009年1月20日、その就任演説の中で、自由という言葉をも5回使っている。

彼は演説の冒頭で、「今求められているのは、責任の時代だ」
What is required of us now is a new era of responsibility and 誇らしげに宣言したうえ、それは「アメリカ人一人一人が、自身、国、そして世界に対して義務を負う」という認識だ」 a recognition, on the part of every American, that we have duties to ourselves, our nation and the world and つづけた。そして、演説の最後で、「我々は、自由という贈り物をさらに前に前進させ、次の世代に確実に伝えたい。我々の子供たちの子供たちに

言ってもらおう」 Let it be said by our children' children that --we carried forth that great gift of freedom and delivered it safely to future generations」締めくくった。

彼はこのように、「国民みんなが、社会に対し、歴史に対し責任をとる。それが自由なのだ」と声高々にうたいあげている。

オバマは、遊説中からケネディ大統領の後継者であることを自認していたが、そのケネディ大統領は、1961年1月20日、その就任演説で、「国家が君たちに何ができるかではなく、君たちが国家のために何ができるかを問うべきだ」 Ask not what your country can do for you--ask what you can do for your country.」声高に宣言した。

この宣言はあまりにも有名である。私もまだ中学生の時だったが、その宣言は実に新鮮にひびいた。私と同世代の人間は同じように感じたに違いない。

ケネディは続けて、「アメリカが君たちに何ができるか問うのではなく、我々がともに人類の自由のために、何ができるかを問うべきである」 Ask not what America can do for you, but what together we can do for the freedom of man」宣言した。

彼は、国民が大統領とともに目指すべきものは自由 freedom だということだ。その就任演説では自由は9回登場する。

オバマはリンカーンも頻繁に引き合いに出した。そのリンカーンといえばゲティスバーグの演説が有名だ。1863年11月19日、「この国は、神のもと、自由の新たな誕生をえなければならぬ」 This nation, under God, shall have a new birth of freedom」自由 freedom を掲げたうえ、これに引き続き、誰でも知っている言葉が続いた。

「人民の人民による人民のための政治は、地上から消滅させてはいけぬ」 Government of the people, by the people, for the people, shall not perish from the earth. このゲティスバーグの演説は、全体では5分もかからない短い演説であったという。カメラマンが、写真を撮ろうと準備をしている間に終わってしまったというエピソードも伝えられている。しかし、この短い演説の中で、自由という言葉は、導入部と最後の2回、重要なキーワードとして登場している。

ところで、ブッシュ大統領の就任演説では37回も登場する。まさに自由のオンパレードだ。その彼はイラク戦争をはじめてしまった。なにごとにも多ければいいというものはなごうだ。

3. キング牧師の自由

1963年8月28日、ワシントンDCのリンカーンメモリアルでのキング牧師の演説「Have

a Dream は、有名すぎるほど有名だ。スピーチとしては長くないが、人類に多くの感動を与えた。実は、この演説の中でも自由という言葉が繰り返し登場する。

彼は、「私は、わが国の歴史の中で、『自由』を求める最も偉大なものとして刻まれるであろうテモ行進を、皆さんとともに、参加できたことを幸せに思います」 I am happy to join with you today in what will go down in history as the greatest demonstration for freedom in the history of our nation」の言葉で語り始めた。

中盤で「I Have a Dream」が8回登場する。その中で、「私は不正義と迫害の暑さびっただって砂漠の州であるミシシッピ州でさえ、ある日、自由と正義のオアシスに変身するという夢を持っている」 I have a dream that one day even the state of Mississippi, a desert state, sweltering with the heat of injustice and oppression, will be transformed into an oasis of freedom and justice」と訴えた。

終盤では、「自由の鐘を鳴らせよう」 Let freedom ring」の回繰り返している。そして、締めくくりは、「最後には、我々は、自由になる」 We are free at last」であった。

自由は公民権運動の最終的な目標であり、血と汗で勝ち取る

ものであった。彼は凶弾に倒れたが、彼の夢は実現した。

4. アメリカのおかげで日本人は勝手になった？

最近、「アメリカのおかげで、日本人は好き勝手なことをするようになった」と真剣に嘆くものも多い。しかし、それが間違いであることは、これらの演説の引用から明らかであろう。

「自分の行動に対しては自ら責任」を取り、社会に対しては、「それがよいか悪いかは自らの責任とするのが自由」であると考えるのがアメリカ社会である。

日本人が好き勝手なことをするようになったとしたら、それは、日本人の甘えが増幅したからであり、決してアメリカの責任ではない。アメリカは、成功するかどうかも自己の責任とする徹底した自己責任の世界であり、日本とは対極的な、「甘え」を許さない厳しい世界なのである。



金子博人
(かねこ ひろひと)

金子博人法律事務所。弁護士。早稲田大学法学部卒業。同大学院修士課程(商法)修了。1977年4月弁護士開業。国際旅行法学会(IFITA)会員。大東文化大学法科大学院。日本大学法科大学院講師。市場取引監視委員会委員(東京工業品取引所)。日本ブライムリアルティ投資法人執行役員。



金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。